

保育時間に關する諸問題 (一)

堀 七 藏

一、保育時數

保育時數に關しては幼稚園令にも同施行規則にも何等規定する所がありません。幼稚園令施行規則第六條に於て「幼稚園に於ては保育項目、保育時數、組數等に應じ必要な員數の保母を置くことを要す」とあります。この中に「保育時數」といふ文句がありますが保育時數に關しては何等の規定がありません。小學校令施行規則などには授業時數が學科に應じて詳細に規定してあります。尋常小學第一學年に於ては毎週十八時の授業時數があります。そして第二學年第三學年と教科目の増加等に應じて教授時數が規定してあることは誰も承知する所でありませう。所が幼稚園令施行規則には何等保育時數に關して一定の標準としての規定がないのであります。

幼稚園は小學校等の如く種々の學科を教授する所ではないことは誰もよく知る所でありませう。また幼稚園には保總項目として遊戯、唱歌、觀察、談話、手技等がありますが、是等は幼稚園に於ける幼兒

の生活内容を指示するだけで、何時間教授せねばならぬといふべき性質のものではありません。幼稚園に於て幼児が遊んでゐる間に幼児の身體精神を發達せしめることが幼稚園保育の目的で、保育項目は幼児の遊び、幼児の生活内容となる主要なる事項を示すもので小學校の教科と同様なものでありません。小學校の教育は各教科の教授によつてその目的を達するものであるから、それ／＼教授時數を規定する必要もありませんが、幼稚園には保育項目から保育時數を規定する必要は全然ないのであります。幼稚園の保育時數を定めて後、各保育項目等の時數を配當することが順序であります。そして幼稚園保育時數は保育項目の負擔上何程と定むべきものでありませんが、保育時數が多いから幼児には負擔過重であるといふが如き性質ではないのであります。幼稚園に於て保育する時數が長いから幼児に負擔過重になるといふが如きは、幼稚園の目的に合致しないものであるといはねばなりません。只幼児の生活全體からいつて保育時數が如何でよいか。家庭に於ける生活時間に對して幼稚園に於て生活する時間即ち保育時數の割合がどれ位がよろしきかの問題から定まるものであるかと思はれます。しかし學術上から「保育時數はこれだけが良い」とか、「これ以上では多すぎる」とかいふで如き一定の法則を見出すことが出来ないのであります。従つて幼稚園保育時數はいろ／＼の條件を考へてかく定むるといふやうに、各幼稚園の事情によつて定めるを可となす精神から、幼稚園令では何等保育時數に關し規定を設けないのであります。しかし幼稚園令施行規則第二十三條に次の如きことを規定してあります。

第二十三條園則中ニ規定スヘキ事項左ノ如シ

一、幼兒ノ定員及入園年齢ニ關スル事項

二、入園及退園ニ關スル事項

三、保育課程

四、保育期ノ區分、保育日數、毎週保育時數、始業終業ノ時刻等ニ關スル事項

五、保育料、入園料等ニ關スル事項

是等の事項を規定せる園則は幼稚園を設置せんとするとき地方長官に申請することになつてゐるのであります。

尙ほ「文部省訓令第九號幼稚園令及幼稚園令施行規則制定の要旨並に施行上の注意事項」中に次の如き事項があります。

「幼稚園の設置は固より之を任意とし、市町村、市町村學校組合、町村學校組合又は私人をして必要に應じて之を設置するを得しむと雖も、父母共に勞働に従事し子女に對して家庭教育を行ふこと困難なる者の多數居住せる地域に在りては、幼稚園の必要殊に痛切なるものあり、今後幼稚園は此の如き方面に普及發達せしむることを期せざるべからず。隨つて其の保育の時間の如きは早朝より夕刻に及ぶも亦可なりと認む」とあります。即ち幼稚園令に於て幼稚園として認むるものは、所謂託兒所式の幼稚園をも含み

居るものであります。そしてかゝる幼稚園では保育時間が早朝より夕刻に及ぶも亦可なりと認めてゐるのであります。早朝より夕刻に及ぶといふが如き場合も保育時数は一日八九時間、長くとも十時間を出ないのであります。かくの如き事情でありますから幼稚園保育時間は世界各國を通じて著しい開があります。どんなに保育時間が短くとも、一日三時間以下の幼稚園は先づ世界各國ありません。ニューヨーク市にあるコロンビア大學の附屬幼稚園は保育時数が最も短いものでありませうか、でも一日三時間。米國には一日三時間保育の幼稚園が多く、先づ三時間の保育時間が幼稚園の標準となつてゐるといつてもよい位であります。英國の幼稚學校は比較的時数が多く、午前午後にわたつて四時間から五時間でありまします。保育學校は小學校の始業前三十分位早く始まり、小學校の終業後三十分位後れて終はることを標準にしてゐますから、一日の保育時間は午前三時半、午後四時半位即ち八時間が普通になつてゐます。それは幼兒を小學校に通ふ兄弟が伴ふことを主要な條件となしてゐるからであります。獨逸などの幼稚園では一日三四時間の保育をなすものも少くないが、午前七時から午後四時すぎまで、即ち母親が工場に通ふ途中に幼兒を幼稚園に伴ふことを條件として保育時数を定めてゐる所も少くありません。我が國では従來幼稚園は小學校低學年の如く保育時数が少いのが普通で、保育時数の長い幼稚園は殆どなく、保育時数の長いのは託兒所で幼稚園ではないとせられてゐたのであります。託兒所は長時間幼兒を預るがそれは保育時間ではなく、託兒時間であるとす傾があつたのであります。し如し幼稚園令の精神は託兒

の必要を認ざる幼稚園の多きことを許容し、従つて保育時間の長さ幼稚園を認めてゐるのであります。

二、保育日數と時數

東京女子高等師範學校附屬幼稚園は明治九年の創立でありますから、今年で創立五十五年に相當するのであります。その規則には左の如く保育日數、保育時數等を規定してあります。

第一條 東京女子高等師範學校附屬幼稚園ハ幼稚園ハ幼兒保育ノ方法ノ研究ニ資シ本校生徒ヲシテ幼兒保育ノ方法ヲ練習セシムル所トス

第二條 附屬幼稚園ヲ分チテ等一部第二部トス

第三條 第一部ハ同年齡ノ幼兒ノミヲ以テ組ヲ編制シ、第二部ハ年齡ノ異ル幼兒ヲ相混シテ組ヲ編制ス

第四條 附屬幼稚園ノ保育項目ハ遊戯、唱歌、觀察、談話、手技等トス

第五條 幼兒ノ年齡ハ第一部ニ在リテハ滿四歳ヨリ小學校ニ就學スルマデトシ。第二部ニ在リテハ滿三歳ヨリ小學校ニ就學スルマデトス

第六條 幼兒ノ定員ハ第一部凡百二十名第二部凡九十名トス。

第七條 一箇年ヲ分チテ三期トス

第一期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第八條 保育時數ハ第一部ハ毎週二十五時間トシ第二部ハ毎週二十八時トス。但夏季休業前後各三週以内ハ第一部ニ在リテハ十八時マデ、第二部ニ在リテハ二十一時マデ減ズルコトアルベシ

第九條 休業日ハ左ノ如シ

祝日、大祭日及日曜日

春季休業 四月一日ヨリ同七日ニ至ル

皇后陛下御誕辰 三月六日

皇太后陛下御誕辰 六月二十五日

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

開校記念日 十一月二十九日

冬季休業 十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

第十條 入園ノ期ハ毎年四月トス但欠員アルトキハ臨時入園ヲ許スコトアルベシ

(以下省略)

東京女子高等師範學校附屬幼稚園規則第一條は他の幼稚園の如く、純然たる幼児保育のみを以て目的

となすものでないことを規定してゐるのであります。附屬幼稚園としては幼兒の保育を唯一の目的となすのみではなく(一)幼兒保育の方法を研究することが明白に一つの目的となつてゐるのであります。また(二)東京女子高等師範學校生徒(この中には女子高等師範學校本科の生徒のみならず、女子高等師範學校保育實習科の生徒を含むことは勿論であります)が幼兒保育の方法を練習する所であります。従つて東京女子高等師範學校附屬幼稚園は三つの大目的をもつてゐるために保育時間等にもいろいろ特殊な點を生ずるものであります。

更に第二條に於ては附屬幼稚園を分ちて第一部第二部となすことを規定してあります。この第一部と第二部とが同一の幼稚園にある理由を説明するには勢ひ附屬幼稚園の歴史に溯らねばならぬのであります。第一部は明治九年文部省が官立の幼稚園を獨立的に女子師範學校と併置したのであります。我が國幼稚園として最も古く出來た幼稚園であり、我が國幼稚園保育の模範として設立せられたことは創立開園の當時 皇太后陛下並に 皇后陛下が行啓になり、令旨を賜つてゐるのでも明白であります。かくて創立以來いろいろ變遷はしてゐますが、大體に於てその時代々の上流家庭の子女を保育すると共に幼兒保育の研究をなし、併せて保育の方法練習の幼稚園として我が國幼稚園の模範となり幼稚園保育の進歩發展に貢獻して現時に至つてゐるもので、これが東京女子高等師範學校附屬幼稚園第一部であります。所が明治二十五年になつて幼稚園保育の範圍を擴め、附屬幼稚園内に新に幼稚園分室を設けたものであ

ります。當時幼稚園分室を設置する理由として家庭教育を十分施すことの出来ない生活程度の低い家庭の子女を收容して保育する幼稚園を設置せねばならぬといふことが擧げてあります、それでその幼稚園分室では本園が保育料五十錢なり、一圓なり徴收してゐたのを無料で保育することになしてあります。明治二十五年頃に保育料が五十錢でも今日の保育料に比べては著しく高率であつて、それを納付出来る家庭は多く上流社會であつたものでありませう。ところが幼稚園保育の必要な家庭は寧ろ保育料を納付することの出来ない場合が多いことを考量して分室に收容した幼児には保育料を徴收せず、保育時間も長くし保育年齢も滿三年より始めたものであります。この幼稚園本園がその後幼稚園第一部となり、分室が幼稚園第二部となり今日に及んで居ります。今日では附屬幼稚園に於て第二部創立當初の如き託兒所の精神をもつた保育を行ふことが出来ないであります。第一に託兒するが如き家庭が現在の位置に於ては殆どありませんので、かゝる幼児を得ることが出来ないこと。第二には震災後同一假園舎内に於て生活程度の著しく異なる家庭の幼児を保育することが困難なること。その他いろ／＼の理由からして幼稚園規則には第一部第二部とありますが、實際は殆ど同様な取扱をなすやうになつてゐます。それで東京女子高等師範高等學校附屬幼稚園では保育時數が一週二十五時となつてゐます。季節によつて保育を始める時刻並に終る時刻を變化いたしてゐますが、八時半始めのときは午後一時が終りの時刻となり、九時始めのときは午後一時半終りとなり、九時半始めのときには午後二時終りといふやうに變化し

てゐます。最も土曜日は東京の諸學校の例に倣つて半日、従つて午前十一時又は十一時半終りとなつてゐます。尙ほ附屬幼稚園で兄弟姉で附屬小學校屬高等女學校に在學せるものがある場合には、兄弟姉妹相携へて登園したり退園したりするものがある爲めに、午前八時頃より登園してゐる幼児もありません。午時半又は三時頃まで在園してゐる幼児もあります。そして附屬幼稚園では幼児が登園すれば直に保育が開始せられたものとなしてゐますから、或る幼児には保育の始まる時刻が早く成の幼児はあそくまで保育せられてゐる實情であります。この問題について更に後に説明いたす機會がありませう。

尙ほ茲に説明すべきことは附屬幼稚園の規則中にある休業日のことであります。春季休業が四月一日より同七日に至る一週間ありますのは東京女子高等師範學校附屬校園通じて一致した規定になつてゐるからであります。従つて四月八日が第一期の保育が實際に始まる日であり入園が行はれる日であります。八日が日曜日に當る場合は勿論九日になるのであります。更に夏季休業が七月十一日より九月十日に至ることは、東京女子高等師範學校生徒が練習する幼稚園でありますから、本校と一致させてあるのであります。是等は附屬幼稚園が單純に一箇獨立の幼稚園でないから起る保育日數の變化であります。従つて附屬幼稚園の休業日が必ずしも全國幼稚園の模範となるべきものでないものと考へねばなりません。